

緊急事態宣言を受けた公共施設と市主催行事の対応方針について  
～子どもや子育てのセーフティネットは機能させます～

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、福岡県が緊急事態宣言の対象区域となったことを受け、古賀市は5月12日から5月31日まで公共施設を原則閉館、市主催行事を原則中止または延期とする方針を決めました。一方、緊急事態宣言が発令され、社会全体が閉じるからこそ生じるリスクの潜在化を回避しなければなりません。感染拡大防止を図りながら、社会的に厳しい状況の子どもと子育てを支えます。

乳幼児と保護者の居場所である「つどいの広場『でんでんむし』」は開き続けます。昨年の緊急事態宣言発令下でも開き続け、利用された市民の方から育児不安の軽減につながったとお声もいただけてきました。児童館・児童センターは原則閉館としますが、子どもたちの個別の相談には応じます。青少年支援センターや隣保館「ひだまり館」も相談支援業務は継続します。小中学校や保育所・幼稚園と同様に、学童保育所も開所します。

図書館は原則閉館としますが、電子図書館は機能させます。緊急事態宣言発令下だからこそ、その必要性を増しており、新規に利用したい方の登録手続きを積極的に受け入れます。インターネット予約による貸出も行います。

この他の対応についても以下にまとめています。ほとんどの公共施設を閉じ、市主催行事は行わないこととなりますが、セーフティネットは機能させます。市民の皆さまのご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

## 記

### 1. 一時閉館または貸出を中止する施設

- ・リーパスプラザこが（交流館・中央公民館・市立図書館・歴史資料館）  
※青少年支援センターとつながりひろばの相談支援業務は継続します。
- ・千鳥児童センター、米多比児童館、ししぶ児童センター【相談支援業務は継続します。】
- ・隣保館「ひだまり館」【相談支援業務は継続します。】
- ・サンコスモ古賀【会議室等の貸出は行いません。】
- ・市民体育館
- ・武道館（古賀中学校内）
- ・弓道場（古賀中学校内）
- ・えんがわくらぶ（古賀東小学校内）
- ・地域活動サポートセンター「ゆい」
- ・指定管理施設（クロスパルこが・千鳥苑・しゃんしゃん・ふれあいセンターりん）
- ・市民グラウンド
- ・テニスコート（久保・青柳・勤労者）

- ・千鳥ヶ池公園（野球場・テニスコート・多目的広場など）
- ・古賀グリーンパーク（多目的広場）
- ・小野公園（野球場・多目的広場）
- ・小中学校の体育館及び小学校のグラウンド

## 2. 市が主催する行事

5月12日以降、一般市民を対象とした全ての行事について、原則中止または延期とします。

なお、古賀市役所駐車場で第1、3、5土曜日に特設している分別収集会場は、感染防止対策を講じたうえで実施します。

※それぞれの施設の詳細については、新型コロナ特設ページ内にある「イベントの中止・市の施設などに関すること」の「公共施設等情報」に掲載しますので、こちらをご参照ください。

令和3年5月8日  
古賀市長 田辺 一城